

令和8年社会生活基本調査に関する研究会（第1回） 議事概要

- 1 日 時 令和7年5月29日（木） 13:00～15:00
- 2 場 所 総務省統計局6階特別会議室（Web 併用）
- 3 出席者（構成員） 玄 田 有 史 東京大学教授[座長]
石 田 賢 示 東京大学准教授
勝 浦 正 樹 名城大学教授
黒 田 祥 子 早稲田大学教授（Web出席）
永 井 暁 子 日本女子大学教授
川 辺 健一郎 東京都総務局統計部人口統計課長
（統計局） 永島統計調査部長、山本調査企画課長、奥野労働力人口統計室長、
内藤課長補佐、大倉企画指導第三係長、峯岸統計専門職

4 議 事

- (1) 令和8年社会生活基本調査の概要（案）及び前回調査からの主な変更点について
- (2) 調査の実施方法（前回調査からの主な変更点）について

5 議事要旨

- 開会に当たり、永島統計調査部長から挨拶
- 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた。構成員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 令和8年社会生活基本調査の概要（案）及び前回調査からの主な変更点について

- ・ 原案どおり了承（「1. 調査の実施方法」については、議事(2)で意見交換あり）

(2) 調査の実施方法（前回調査からの主な変更点）について

【準備調査の改善】

- ・ 準備調査における調査員の負担軽減の要望はこれまでもあったのか。
⇒ これまでも要望はあったが、近年特に世帯の方と会うことが難しくなってきたことなどから、今回準備調査の調査員事務の軽減に踏み切った。
- ・ 回答義務のある本調査に力を入れ、準備調査を簡略化するのは合理的であるとする。
- ・ 準備調査における「世帯員数」の聴き取りは可能な範囲で行うよう変更するとのことだが、乗率を作成する際に世帯員数がなくても問題ないか。
⇒ 実査時に得られる情報のうち、乗率の作成には世帯数が分かれば問題ない。なお、推定に必要な人口は、国勢調査等を元にしたベンチマーク人口を使用している。
- ・ 事前依頼はがきの送付に代えて依頼状をポストイングするとのことだが、宛名書きは「世帯主様」といった書き方になるのか。統計調査の方法論においては、宛名の氏名が具体的な方が、調査への回答率が高いとされているが、どういった工夫をされる予定か。
⇒ 宛名についてはシステム上で都道府県が自由に入力できるようにする予定であるが、表札を確認して名字が分かれば「〇〇様」と入力をする。名字が分からない場合でも、ご指摘のとおり自分が依頼されているというメッセージが伝わるのが大切かと思うので、「〇〇号室にお住まいの方」など具体的な宛名にする工夫をしてみたい。
⇒ 令和7年国勢調査で試行的に導入される調査票の郵送配布方式では、「〇〇号室世帯主様」という形で郵送する、いわゆる特別あて所配達郵便が使用される予定なので、システム上で都道府県が自由に入力できるようにするとのことであれば、そちらの試行結果が参考になるのではないか。なお、オートロックマンション等では、居住者以外の出入りが厳格に管理されており調査員が郵便受けにポストイングすることが難しいケースも増えているため、依頼状を郵送す

る方がかえってやりやすい場合も考えられる。

- ・ 調査員が「世帯を識別するための姓」や「世帯員数」を聴き取らなくてよいと認識してしまうことを防ぐためにどのような工夫を行うのか。
- ⇒ 「世帯を識別するための姓」と「世帯員数」は基本的に聴き取る必要はないものとする。なお、「世帯員数」については、以前は準備調査で聴き取っていなかったが、都道府県から調査票が何枚必要か事前に分かった方がよいという意見があったため、平成 28 年調査から聴き取りを始めたという経緯がある。聴き取った方がスムーズに調査を行える場合は聴き取ってよいことにする。

- ・ 住民基本台帳で氏名が分かった場合は、その氏名を「世帯一覧」にそのまま使用し、実際に世帯を訪問しなくてもよいのか。
- ⇒ 住民基本台帳と実態が一致しないことが往々にしてあり、宛名が違っているなど、対象世帯とのトラブルの元になるため、必ず現地を巡回することとする。「居住実態」が外から見て分かれば世帯の訪問は不要だが、分からなければ訪問する。

- ・ 住民基本台帳の利用や世帯一覧の作成は手書きか。システムでの入力ができるか。
- ⇒ 手書きを想定している。なお、準備調査で作成する「調査区要図」は統計局であらかじめプレプリントしたものを配布する予定。

- ・ 住民基本台帳を利用するには手書きで転写するというので、都道府県職員や調査員等の負担が大きいと考えられる。スムーズに利用できるよう、市町村への事前の呼びかけをしっかりと行う必要があると考える。
- ⇒ 住民基本台帳の利用については自治行政局と事前に調整した上で、統計局からも市町村へ協力依頼を行ってまいりたい。

【オンライン調査の推進】

- ・ 調査対象者がインターネット回答用のログインパスワードを紛失した場合はどう対処するのか。
- ⇒ インターネット回答を行う際に、任意ではあるがメールアドレスを登録してもらう。パスワードを紛失した場合は、登録したメールアドレス宛てに再登録に必要な情報を送信することができる。メールアドレスを登録していない場合は、コールセンターへ連絡してもらい対処する。

- ・ 回収率が低下している遠因として、調査員がなかなか会えない単身世帯が増加していることが考えられる。単身世帯の方は、調査員に会わずに調査票を提出できるオンライン回答の方が対応しやすいと考えられ、オンライン調査の推進には賛成である。

- ・ オンライン調査は回答のチェック機能を有するため、オンライン回答を促進することにより、少しでも調査員の手間が省けることを期待する。

【郵送提出の一部導入及び回収率の向上策】

- ・ どういった場合に集計除外となるのか。
- ⇒ たとえば睡眠時間が 24 時間など、実態と異なると考えられる回答はまずはプログラム上で検出し、その後人の目で確認した上で、集計に使えないと判断した回答は除外している。また、紙の調査票で白紙回答となっているものも除外する。

- ・ 4つの調査票提出方法（調査員、オンライン、封入提出、郵送提出）のそれぞれの回答者の傾向は分かるか。

⇒ その点は確認できていない。

- ・ 代替抽出世帯についてどのように考えているか。

⇒ これまでは1調査区あたり12世帯を抽出し、3世帯を代替抽出のための予備の世帯としていたが、代替抽出世帯を制限なく認めると正確なデータが得られなくなるため、まずは当初抽出された12世帯を調査することが大切だと考える。

- ・ 当初抽出世帯と代替抽出世帯のそれぞれについて、調査票の郵送提出の割合はどのくらいか。

⇒ 手元に資料がないため分からない。

- ・ 一般世帯の方について、犯罪に遭うリスクを回避したいという意識が高まっていると考えられる。事前にポスティングする依頼状にも、インターネット回答促進リーフレットのイメージに記載されているような、問い合わせ用のコールセンターの電話番号があった方が安心感が高まると考えられるが、記載する予定か。

⇒ 依頼状には都道府県宛での電話番号を記載する予定だが、依頼状をポスティングする前にもリーフレット等を作成して周知する予定であり、コールセンターの電話番号もそちらに記載する予定である。また、従来どおり今回もキャンペーンサイトを作成する予定だが、実際に配っているリーフレットもホームページ上に掲載し、世帯の方の不安を減らせるよう工夫してまいりたい。

- ・ 世帯のプライバシー意識の高まりにより、回収率は今後ますます低下していくだろうと予想される。回答することで何らかの利益が得られると思えるようなインセンティブを組み込んでいくことも必要になってくるのではないと思うが、何か考えがあるか。

⇒ 統計法で回答義務がある統計調査であり、お金を払って世帯にお願いするものではないため、謝礼（記入者報償品）については1世帯あたり800円程度としておりそれ以上の金額を出すことは難しい。謝礼の内容については、都道府県が判断して用意しており、QUOカードが多いようだが、高価なものは渡せないのが現状。謝礼以外では、回答することで日本の政策立案に役立っていることが伝わるようアピールをしていくことが考えられるが、その他のインセンティブについても今後検討してまいりたい。

- ・ 調査票を配布した後、いつからインターネット回答が可能か。

⇒ 配布した日からログインできるよう設定する予定。

- ・ スケジュールを見ると、早いグループでは10月8日からインターネット回答ができることになると思うが、生活時間以外では10月20日現在で回答する調査であり、早い段階で回答するとたとえば10月20日以前に怪我をして失業してしまうなど、「ふだんの就業状態」等のユーザビリティな調査項目も含めて回答後に回答者の状況が変化してしまう可能性も考えられる。10月20日時点での調査であることを強調した方がよい。

⇒ ご指摘のとおりかと思うので、その点に気をつけてまいりたい。

- ・ 生活時間の指定日より前にインターネット回答しようとするエラーが出るように設定できるか。

⇒ 実現可能性を踏まえて検討してまいりたい。

- ・ インターネット回答促進リーフレットについては、生活時間の指定日の数日後に配布する案となっているが、生活時間の指定日のすぐ後に紙の調査票に回答した人が、後からインターネット回答についての促進リーフレットを受け取ると少し不快になることもあるかと思う。調査票の配布時にもインターネット回答を促進するリーフレット等を配るのか。

- ⇒ 調査票を含めた調査書類については、インターネット回答促進を全面的に打ち出した書き方にしていく予定。後日配布するインターネット回答促進リーフレットについても、すでに紙で回答した人が不快にならないような書き方にするなど、工夫してまいりたい。
- ・ どの経常調査・周期調査も調査員の確保や調査員活動が年々厳しさを増している。今回は督促期間後に限って郵送提出を認めるとしているが、郵送提出を広げることも今後検討していただきたい。

以上